

岩手県立大船渡病院電気設備等保守点検業務仕様書

1 保守点検業の実施方法

- 1) 本特記仕様書による他、国土交通省建築保全業務共通仕様書（平成30年度版）に基づき実施する。
- 2) 受託者は、本特記仕様書に基づき施設管理責任者及び電気主任技術者と入念に打合せを行い、実施日程表を作成し承認を受けたうえ、病院業務に支障ない時間帯において病院係員立会いのもとに実施する。
- 3) 受託者は、保守点検業務を実施するに当たり、電気事業法、建築基準法、消防法及びその関係法令を遵守し、誠実、かつ、適正に遂行する。

2 保守点検業務場所

- 1) 県立大船渡病院（救命救急センター、精神科病棟、感染病棟、第2受水槽を含む）
大船渡市大船渡町字山馬越10番地1
- 2) 県立大船渡病院合同公舎（院内保育所を含む）
大船渡市大船渡町字山馬越27番地7、大船渡市大船渡町字地の森35-13

3 保守点検等業務の種類及び設備数量

- 1) 受託者が行う保守点検業務の種類は、1-1表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる電気設備等の保守点検業務を点検周期に基づき実施する。

1-1

区分	電気設備等の保守点検業務の種類	点検周期
1 自家用電気工作物年次 点検	1-1 受変電設備	年1回
	1-2 自家発電設備	
	1-3 直流電源装置	
	1-4 交流無停電電源装置	
2 防災設備	2-1 自動火災報知設備	6ヶ月に1回及び年1回
	2-2 ガス漏れ火災警報設備	
	2-3 非常警報設備（放送設備）	
	2-4 誘導灯	
	2-5 防火戸・排煙設備	
	2-6 非常通報設備	
3 合同公舎棟防災設備	3-1 看護師公舎棟院内保育所 自動火災報知設備 誘導灯設備	6ヶ月に1回及び年1回
	3-2 看護師公舎棟 非常警報設備	
	3-3 医師公舎棟 非常警報設備	
	3-4 地の森合同公舎 自動火災報知設備 非常警報設備	
4 仮設電源工事	4-1 受変電設備点検に伴う仮設工事	年1回
	4-2 本館 UPS 設備点検に伴う仮設工事	

4 仮設電源工事	4-3 救急棟 UPS 設備点検に伴う仮設工事	年 1 回
	4-4 非常用発電機点検に伴う仮設工事	年 2 回
	4-5 非常用発電機設備に係るオイル・冷却水・他関係部品交換作業	3 年に 1 回(令和 5 年度は非該当)

※防災設備の点検周期のうち、6 ヶ月に 1 回は外観、及び機能点検をいう、年 1 回は外観、機能、及び総合点検をいう。

- 2) 設備数量は別紙 1 設備数量表による。

4 保守点検業務基準

- 1) 保守点検業務の基準は本特記仕様書による他、別紙 1 の区分による保守点検業務の種類毎に国土交通省建築保全業務共通仕様書（平成 30 年度版）に基づき実施する。
ただし、国土交通省建築保全業務共通仕様書（平成 30 年度版）のうち、点検周期が 3 年及び 5 年のものを除く。
- 2) 別紙 1 の区分による自家用電気工作物年次点検は、別紙自家用電気工作物保安規程に基づく内容についても実施する。ただし、保安規程別表 1 及び 2 のうち周期が 3 年及び 5 年のものを除く。

5 保守点検業務の実施時期

実施時期は 1-1 表左欄の区分毎に次の期間内に実施する。ただし、病院業務の都合により変更することがある。

- 1) 自家用電気工作物年次点検
10 月に実施する。
- 2) 防災設備、合同公舎棟防災設備
外観、及び、機能点検は 8 月に実施する。
外観、機能、及び総合点検は 3 月に実施する。

6 自家用電気工作物年次点検における停電作業

受変電設備は商用（A C）回路の A 系統と商用・発電（A C・G C）回路の B 系統で構成されており、変圧器二次側で A C 回路から A C・G C 回路へバイパス回路が設置されている。このバイパス回路を利用して、B 系統負荷設備電源を停電せず実施する。ただし、シーケンス操作時、幹線配線及び分岐回路の点検時を除く。

- 1) 商用（A C）回路の A 系統点検
商用電源を受電停止し、非常用発電機を運転して商用・発電（A C・G C）回路の B 系統に電源供給を行いながら実施する。
- 2) 商用・発電（A C・G C）回路の B 系統点検
商用電源を受電し、A C 回路から A C・G C 回路へバイパス回路を利用して B 系統に電源供給を行いながら実施する。
- 3) 商用・発電（A C・G C）回路の B 系統幹線配線及び分岐回路点検
幹線 1 系統毎に部分停電を行いながら実施する。
分岐回路毎に部分停電を行いながら実施する。
この点検時間内に停止できない医療器械等は、商用（A C）回路コンセントに接続替えて実施する。

7 保守点検業務報告書

- 1) 業務の結果を点検周期により実施した都度、保守点検業務報告書を作成し速やかに施設管理責任者に提出する。
- 2) 保守点検業務報告書の様式は、1-1 表右欄の区分による保守点検業務の種類毎に、国土交通省建築保全業務報告書作成の手引き（平成 15 年度版）に基づく書式等による。

3) 提出部数

- ・自家用電気工作物年次点検 1 部
- ・防災設備
 - 外観、及び機能点検 1 部 （自家発電設備を含む）
 - 外観、機能、及び総合点検 2 部 （自家発電設備を含む）
- ・合同公舎棟防災設備
 - 外観、及び機能点検 1 部
 - 外観、機能、及び総合点検 2 部

8 契約期間内の措置

本契約期間内に、保守点検業務対象設備に故障等の異常が生じた場合は、直ちに技術員を派遣し調査、修理を実施する。

9 修理等の措置

保守点検業務及び故障等の異常が生じた場合の調査の結果、部品等の交換による修理が必要な場合は、次の材料を除き別に見積して受注のうえ施工する。

- 1) 国土交通省建築保全業務共通仕様書（平成 30 年度版）に基づく、保守に必要な消耗部品又は、材料、油脂等。
- 2) 国土交通省建築保全業務積算基準（平成 30 年度版）に基づく、直接物品費に係る資機材。
- 3) 無停電電源装置、非常用発電機、受変電設備保守点検に伴う仮設電源に係る資材。
- 4) 受変電設備リレー交換・保護継電器交換に係る資材。
- 5) 非常用発電機設備に係るオイル・冷却水交換

10 施設設備図面

保守点検業務に必要な施設設備図面は、病院が保管している工事完成図の最新版を借受け、複写のうえ使用する。

設備数量表

区分	点検周期	項目	設備数量			
1 自家用電気工作物年次点検						
1-1自家発電設備						
1)ディーゼル発電装置 (シリンドー数6・消防設備点検とも)	6ヶ月1回	(1)発電機	高圧、ラジエーター式 1000KVA	2 台		
	年1回	(1)発電機	高圧、ラジエーター式 1000KVA	2 台		
		(2)交流遮断器	真空遮断器	2 台		
		(3)断路器	手動遮断機	2 台		
		(4)同期盤	保護継電器共	1 面		
		(5)自動始動機盤	保護継電器共	1 面		
1-2直流電源装置	年1回	(1)整流装置	100V系鉛蓄電池400Ah	1 組		
		(2)蓄電池	シール形鉛蓄電池400Ah	52 セル		
1-3交流停電電源装置	年1回	(1)本体	単体システム50KVA	1 台		
			単体システム30KVA	1 台		
		(2)整流装置	鉛蓄電池150Ah	1 組		
			鉛蓄電池100Ah	1 組		
		(3)蓄電池	シール形鉛蓄電池150Ah	168 セル		
			シール形鉛蓄電池100Ah	144 セル		

設備数量表

区分	点検周期	項目	設備数量
2 防火設備			
2-1自動火災報知設備	6ヶ月1回	外観、機能点検	受信機 GR型 510回線 副受診機 R型 副受診機 P型 15回線 副受診機 P型 20回線 中継機 20回線用 中継機 40回線用 定温式スポット型感知器 煙感知器 発信機 表示灯 消化栓(SP)起動装置 常用電源 交流電源 予備電源 蓄電池
	年1回	外観、機能、総合点検	受信機 GR型510回線MAX 副受診機 R型 副受信機 P型 15回線 副受診機 P型 20回線 中継機 20回線用 中継機 40回線用 定温式スポット型感知器 煙感知器 発信機 表示灯 消化栓(SP)起動装置 常用電源 交流電源 予備電源 蓄電池
2-2ガス漏れ火災警報設備	6ヶ月1回	外観、機能点検	受信盤 自動火災報知設備に含 表示盤 自動火災報知設備に含 検知器 DC 24V 警報付 検知器 AC 100V 警報付 中継機 40回線用 常用電源 自動火災報知設備に含 予備電源 自動火災報知設備に含
	年1回	外観、機能、総合点検	受信盤 自動火災報知設備に含 表示盤 自動火災報知設備に含 検知器 DC 24V 警報付 検知器 AC 100V 警報付 中継機 40回線用 常用電源 自動火災報知設備に含 予備電源 自動火災報知設備に含

設備数量表

区分	点検周期	項目	設備数量	
2-3非常警報設備(放送設備)	6ヶ月1回	外観、機能点検	增幅器操作部 1,560W 自動火災報知設備連動 スピーカ回線 スピーカ 音量調節器 遠隔操作器 カットリレー 常用電源 非常電源	1 台 1 台 780 個 287 個 2 台 4 台 1 組 1 組
	年1回	外観、機能、総合点検	增幅操作部 1,560W 自動火災報知設備連動 スピーカ回線 スピーカ 音量調節器 遠隔操作器 カットリレー 常用電源 非常電源	1 台 1 台 780 個 287 個 2 台 4 台 1 組 1 組
2-4誘導灯設備	6ヶ月1回/ 年1回	外観、機能点検	非常口、通路、階段通路 信号装置	402 台 2 台
2-5防火戸・排煙設備	6ヶ月1回	外観、機能点検	制御盤 自動火災報知設備に含 煙感知器 ダンパー ^一 排煙口 防火戸 電動式防火シャッター 煙連動 警報ブザー	97 個 43 個 22 個 83 枚 4 枚 4 個
	年1回	外観、機能、総合点検	制御盤 自動火災報知設備に含 煙感知器 ダンパー ^一 排煙口 防火戸 電動式防火シャッター 煙連動 警報ブザー	97 個 43 個 22 個 83 枚 4 枚 4 個
	6ヶ月1回	外観、機能、総合点検	制御盤 煙感知器 防煙スクリーン 警報ブザー	1 台 29 個 41 枚 29 個
	年1回	外観、機能、総合点検	制御盤 煙感知器 防煙スクリーン 警報ブザー	1 台 29 個 41 枚 29 個
2-6非常通報設備	6ヶ月1回	外観、機能点検	制御盤 送受話器	1 式
	年2回	外観、機能、総合点検	制御盤 送受話器	1 式

設備数量表

区分	点検周期	項目	設備数量	
3 合同公舎棟防災設備				
3-1看護師公舎棟院内保育所				
3-1-1自動火災報知設備	6ヶ月1回	外観、機能点検	受信機 P型2級3回線	1面
			定温式スポット型感知器	9個
			差動式スポット型感知器	11個
			煙感知器	1個
			炎感知器	2個
			発信機	1個
			表示灯	1個
			常用電源 交流電源	1組
			予備電源 蓄電池	1組
	年1回	外観、機能、総合点検	受信機 P型2級3回線	1面
			定温式スポット型感知器	9個
			差動式スポット型感知器	11個
			煙感知器	1個
			炎感知器	2個
			発信機	1個
			表示灯	1個
			常用電源 交流電源	1組
			予備電源 蓄電池	1組
3-1-2誘導灯	6ヶ月1回/ 年2回	外観、機能点検	非難口、通路、階段通路	3台
			非難口、通路、階段通路	3台
3-2看護師公舎棟 非常警報設備	6ヶ月1回	外観、機能点検	非常ベル複合装置 蓄電池内臓	4面
	年1回	外観、機能、総合点検	非常ベル複合装置 蓄電池内臓	4面
3-3医師公舎棟 非常警報設備	6ヶ月1回	外観、機能点検	非常ベル複合装置 蓄電池内臓	10面
	年1回	外観、機能、総合点検	非常ベル複合装置 蓄電池内臓	10面
3-4地の森合同公舎				
3-4-1自動火災報知設備	6ヶ月1回	外観、機能点検	受信機 GP型 3級	31組
			中継機	31組
			定温式スポット	31組
			差動式スポット	31組
	年1回	外観、機能、総合点検総合	受信機 GP型 3級	31組
			中継機	31組
			定温式スポット	31組
			差動式スポット	31組
3-4-2非常警報設備	6ヶ月1回	外観、機能点検	非常ベル複合装置 蓄電池内臓	5面
	年1回	外観、機能、総合点検	非常ベル複合装置 蓄電池内臓	5面
4 仮設電源工事				
4-1 受変電設備点検	年1回	左記点検の仮設工事	発電機リース代、ケーブル等	1式
4-2 本館UPS設備点検	年1回	左記点検の仮設工事	発電機リース代、ケーブル等	1式
4-3 救急棟UPS設備点検	年1回	左記点検の仮設工事	発電機リース代、ケーブル等	1式
4-4 非常用発電機点検	年1回	左記点検の仮設工事	発電機リース代、ケーブル等	1式

自家用電気工作物保安規程

制定年月日 平成
令和 6年 4月 13日

変更年月日 令和 元年 5月 1日

設備内容

設置者名	岩手県 医療局長 熊谷 泰樹			
事業場名	岩手県立大船渡病院			
設置場所	岩手県大船渡市大船渡町字山馬越10番地1			
業種	一般病院		事業場電話	0192261111
総括管理者	職名	事務局長		
連絡責任者	職名	管財係長	氏名	佐々木 勉
供給変電所名	東北電力株式会社 大船渡変電所			
受電設備	受電電圧	6,600 V		
	設備容量	5,800 kVA		
	最大電力	1,300 kW		
	受電用遮断器	7.2 kV 600 A 12.5 kA	— kV — A — kA	— kV — A — kA
非常用予備発電装置	原動機の種類	ディーゼル機関		
	発電機電圧	6,600 V		— V
	出力	800.0 kW		— kW

保安規程条文

新3510 (一般共用)

第 1 章 総 则

(目的)

第1条 岩手県立大船渡病院

(以下「当事業場」と

いう。)における自家用電気工作物(以下「電気工作物」という。)の工事、維持及び運用の保安を確保するため電気事業法(以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づいてこの規程を定める。

(保安管理業務の委託範囲)

第2条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。)のうち、一般財団法人東北電気保安協会(以下「保安協会」という。)に委託する業務の範囲については、保安協会との契約により定めるものとする。

(法令及び規程の遵守)

第3条 当事業場の電気工作物を設置する者(以下「設置者」という。)、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者(以下「従事者」という。)並びに保安協会は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第4条 この規程を実施するため必要と認める場合には、別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正にあたっては、保安協会の意見を求めるものとする。

第 2 章 保安管理業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第6条 当事業場の保安管理業務は、事務局長が総括管理し、その組織はあらかじめ定めておくものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施にあたっては、保安協会に意見を求めるものとする。

2 保安協会から指導、助言を受け又は保安協会と協議した保安に関する事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

3 電気関係法令に基づいて経済産業大臣又は関東東北産業保安監督部長に申請又は届出する書類の内容が保安管理業務に關係ある場合には、その作成及び手続きについて保安協会の指導、助言を求めるものとする。

4 経済産業大臣又は関東東北産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査には、保安協会を立会わせるものとする。

5 酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合には、保安協会に対し速やかにその旨通知するものとする。

(連絡責任者及び発電所担当者)

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、

保安管理業務のために必要な事項を保安協会に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）を定め、その氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。また、発電所を有する場合には、発電所担当者を定め、連絡責任者同様に通知するものとする。

なお、設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備になる場合、電気工事士法に規定する第1種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者を選任するものとする。

2 前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を保安協会等に遅滞無く通知するものとする。

3 前各項に変更が生じた場合は、ただちに保安協会等に通知するものとする。

4 連絡責任者及び発電所担当者又は代務者（以下「連絡責任者等」という。）には、保安協会の行う保安管理業務に立会わせるものとする。

（従事者の義務）

第9条 従事者は、保安協会がその保安のために行う指導、助言を受けるものとする。

第 3 章 保 安 教 育

（保安教育）

第10条 従事者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育を行うものとし、必要に応じて保安協会に意見を求めるものとする。

（保安に関する訓練）

第11条 従事者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について訓練を行うものとし、必要に応じて保安協会に意見を求めるものとする。

第 4 章 巡視、点検及び測定・試験

（工事の計画）

第12条 電気工作物の設置、変更、修理及び廃止に伴う工事の計画を立案する場合は、その保安に関し、保安協会に意見を求めるものとする。

（工事の実施）

第13条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、保安協会に工事期間中の巡視及び点検を行わせ、完成した場合には保安協会に検査又は他の者が実施する測定・試験について指導及び助言を行わせて、計画どおり施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合し、保安上支障のないことを確認するものとする。

2 電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には、責任の所在を明らかにしておくものとする。

（工事に関する巡視、点検及び測定・試験）

第14条 電気工作物の工事に関する巡視、点検及び測定・試験は、別表1のとおりとし、保安協会に委託するものは委託契約書によることとする。それ以外のものにあっては、保安協会と協議したところにより自らの責任において行うものとする。

2 保安協会が行う前項の点検及び測定・試験の業務に関する計画の策定及び実施については、協力するものとする。

(維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験)

第15条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び測定・試験は、別表2のとおりとし、保安協会に委託するものは委託契約書によることとする。それ以外のものにあっては、保安協会と協議したところにより自らの責任において行うものとする。

なお、従事者が行う日常巡視の結果は、保安協会に連絡又は保安協会が行う点検時において報告し、必要な指導、助言を求めるものとする。

2 保安協会が行う前項の点検及び検査の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

3 設備の特殊性及び設置場所の特殊性のため、保安協会が点検を行うことが困難な電気工作物は、専門業者等に保安のための巡視・点検及び測定・試験を実施させることとし、実施結果を保安協会に報告し指導・助言を求めるものとする。

(技術基準に適合しない場合等の措置)

第16条 巡視、点検又は検査により技術基準への適合性を確認した結果、不適合又は不適合のおそれがあると判断された場合は、保安協会に技術基準に適合するようするためにとるべき措置の指導、助言及びその措置を取らなかつた場合に生じると考えられる結果の報告を求め、速やかに当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故・故障発生時の処置と再発防止)

第17条 電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、保安協会その他の関係先に連絡又は報告し、保安協会に適切な指示、助言を求めるものとする。

2 送電停止又は電気工作物への切り離しなどの措置をとる場合は、現状を確認するとともに、保安協会の指導、助言のもと行うものとする。

3 事故・故障が発生した場合は、状況に応じ保安協会の臨時点検を受け、事故原因が判明した場合には、保安協会に指導、助言を求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。

4 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「低圧絶縁監視装置」という。）を用いる場合は、警報発生した時の発生原因の調査を保安協会に求め、事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。

5 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、保安協会に指導、助言を求めるものとする。

第 5 章 運 転 又 は 操 作

(運転又は操作)

第18条 平常時、事故その他の異常時における開閉器及び遮断器並びにその他必要とする機器及び発電所を有する場合の運転又は操作方法については、保安協会の意見を求めあらかじめ定めておくものとする。

2 前条第1項の報告又は連絡すべき事項及び連絡経路は、受電室及び発電所その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。

3 受電用の開閉器、遮断器等の操作及び発電所の運転にあたっては、必要に応じて電気事業者に連絡するものとする。

(連系運用)

第19条 電気事業者の配電系統と連系する発電所を有する場合は、電気事業者との協調を図るとともに、緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。

2 災害時等において、電気事業者と連絡がとれない場合にあっては、連系運転をしないものとする。

第 6 章 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全

(長期停止)

第20条 発電所を有する場合であって発電所の運転を相当期間停止する場合には、保安協会等に意見を求め主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防錆、防湿等の対策を講じるものとする。

2 休止設備と運転設備との区分を明確にし、その連絡部分は切離するものとする。

(運転の開始)

第21条 発電所を有する場合であって発電所を相当期間停止の後に運転を開始する場合は、保安協会等の意見を求め、所定の点検を行う他、必要に応じ試験運転等を行い、安全上支障の無いことを確認するものとする。

第 7 章 災害対策

(防災体制)

第22条 災害に備えて電気工作物の保安を確保するために、保安協会に意見を求め適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

(災害時の措置)

第23条 災害が発生した場合には、速やかに保安協会に連絡し、その指導、助言を受けるものとする。

2 災害の発生に伴い、電気工作物の使用が危険と認められる場合には、連絡責任者等は、ただちに当該範囲の電源停止及び発電所を有する場合に発電設備の運転停止をすることができるものとする。

第 8 章 記録

(記録の保存)

第24条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、3年間保存するものとする。

- (1) 巡視、点検及び測定・試験の記録
- (2) 電気事故に関する記録
- (3) 発電所を有する場合は運転日誌

2 前項によらない記録は、必要な期間保存するものとする。

- (1) 使用前自主検査記録
- (2) 主要電気機器の補修記録
- (3) その他の必要な記録

第 9 章 責 任 の 分 界

(責任の分界)

第25条 電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電気事業者との需給に関する契約又は電気使用申込書によるものとする。

(需要設備、発電所、配電線路の構内等)

第26条 需要設備構内、発電所を有する場合の構内並びに配電線路を有する場合の使用の区域は、別図のとおりとする。

第 10 章 整 備 そ の 他

(危険の標示)

第27条 受電室、その他の高圧電気工作物が設置されている場所及び発電所並びに配電線路を有する場合にあって、感電等の危険のおそれのあるところには、保安協会に意見を求め従事者及び公衆に注意を喚起する表示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第28条 電気工作物の保安上必要とする備品、材料、消耗品及び交換部品等は、保安協会に意見を求め整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図書類の整備)

第29条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書、設備台帳等については、必要な期間整備保存するものとする。

(手続書類等の整備)

第30条 経済産業大臣又は関東東北産業保安監督部長、電気事業者等に申請又は届出した書類及び図面、その他の主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附 則

この規程は、令和 元 年 5 月 / 日から施行する。

工事に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

別表 1

1 工事期間中の巡視、点検及び竣工検査

設 備	点 検 項 目	工事期間中の巡視、点検	竣工検査
引込設備	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定		○
	継電器の動作特性試験		○
	開閉器と継電器の連動試験		○
	絶縁耐力試験		○
受電設備	外観点検	○	○
	絶縁抵抗測定		○
	継電器の動作特性試験		○
	遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
	絶縁耐力試験		○
受・配電盤	外観点検	○	○
	シーケンス試験		○
接地工事	外観点検	○	○
	接地抵抗測定		○
構造物	受電室建物、キュービックル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○ ○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○ ○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	外観点検	○	○
	始動・停止試験		○
	絶縁抵抗測定		○
	継電器の動作試験		○
	絶縁耐力試験		○
	インターロック試験		○
	負荷試験		○
蓄電池設備	外観点検	○	○
	電圧測定		○
	比重測定		○
	温度測定		○
	外観点検	○	○
負荷設備	配線、配線器具等	絶縁抵抗測定	○ ○
配電線路	外観点検		○
	絶縁抵抗測定		○

注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

2 発電設備試験の実施については、保安協会と協議する。

3 蓄電池設備のうち蓄電池に関わる比重測定及び温度測定は、その構造上測定できない場合に限り省略する。

2 巡視、点検及び測定・試験の周期

区 分	点 檢 の 種 別	周 期
配電線路を管理する事業場		
発 電 所 内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所	竣工検査	工事完了後
太陽電池発電所		
風力発電所		
上記以外の発電所	工事期間中の巡視、点検	毎週1回
需要設備	竣工検査	工事完了後

注 工事期間中の巡視、点検は、工事工程に合わせ実施する。

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準（需要設備）

別表 2

1 維持及び運用の巡視、点検及び測定・試験

設 備	点 檢 項 目	定期点検		臨時点検 必要の都度
		月次点検	年次点検	
		1回/1か月	1回/1年	
引込設備	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
	継電器の動作試験		○	
	継電器の動作特性試験			○
	開閉器と継電器の連動試験		○	
引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
受電装置	断路器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
遮断器、負荷開閉器	外観点検		○	○
	絶縁抵抗測定			○
	継電器の動作試験			○
	継電器の動作特性試験			○
	遮断器、開閉器と継電器の連動試験			○
変圧器	外観点検		○	○
	絶縁抵抗測定			○
	絶縁油の酸価度試験			○
	絶縁油の絶縁破壊電圧試験			○
設 計	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
避雷器	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
母線等	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	

設 備	点 檢 項 目	定期点検			臨時点検
		月次点検	年次点検		
		1回/1か月	1回/1年	1回/3年	必要の都度
受・配電盤	配電盤、制御配線	外観点検	○	○	
		電圧、電流の測定	○		
		絶縁抵抗測定		○	
		計器校正試験			○
	低圧絶縁監視装置等	シーケンス試験			○
接地工事	接地線、保護管等	装置の点検	○	○	
		許容誤差試験		○	
		外観点検	○	○	
構造物	受電室建物、キューピクル式受・変電設備の金属製外箱等	接地抵抗測定		○	
		漏えい電流測定	○		
配電設備	電線路	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
負荷設備	機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線、制御配線	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
非常予備発電装置	遮断器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	
		始動・停止試験	○	○	
	発電機及び励磁装置	継電器の動作試験		○	
		外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
遮断器、開閉器、配電盤、制御配線等	外観点検	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	電圧、周波数(回転数)の測定	○			
	継電器の動作試験			○	
	インターロック試験		○		

設 備	点 檢 項 目	定期点検			臨時点検 必要の都度	
		月次点検	年次点検			
		1回/1か月	1回/1年	1回/3年		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○		
		電圧測定	○			
		比重測定		○		
		液温測定		○		
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		

注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

3 電気工作物の設置状態により点検項目の一部又は全部を省略することがある。

- (1) 引込設備の絶縁抵抗測定は、停電範囲により実施できないことがある。
- (2) 接地抵抗測定は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。
- (3) 絶縁油の酸価度試験及び絶縁破壊電圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はP C B 油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- (4) 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に代えることがある。
- (5) 次の設備以外の继電器の動作試験及び開閉器と继電器の連動試験にあっては、その一部又は全部を省略することがある。
 - a 引込設備の区分開閉器
 - b 受電設備の主遮断装置及びこれと同一場所に設置された遮断器、負荷開閉器
 - c 非常用予備発電装置の遮断器、開閉器
- (6) 蓄電池設備のうち蓄電池に関わる比重測定及び温度測定は、内部抵抗測定に代えることがある。

4 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に代えることがある。

- (1) 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」、「漏電監視装置」等を用いる場合、その監視により当該点検に代えることがある。
- (2) 引込設備、受電設備及び配電設備の絶縁抵抗測定は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において部分放電検出等による「絶縁診断測定」に代えることがある。
- (3) 引込設備の继電器の動作試験及び開閉器と继電器の連動試験は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において「制御配線点検」及び「继電器単体試験」に代えることがある。

5 低圧需要設備の移動用の非常用発電設備については、装置を電路に接続しない期間においては、月次点検の周期を6か月に1回とする。

2 臨時点検

電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その都度点検及び測定・試験を行う。